

# すずかけ第2・第4駐車場改修工事 提案要領書

平成28年3月

横浜市住宅供給公社  
街づくり事業部 建設課

## 【目 次】

1. 本提案要領書の位置付け	3
2. 工事目的・概要	3
3. 募集の概要	6
4. 提案の選考	8
5. 契約の締結	8

## 【別添資料等】

別紙-1	：	すずかけ第2・第4駐車場改修工事 設計書【参考見積書】
別紙-2	：	提 案 書
別紙-3	：	横浜市住宅供給公社改修工事仕様書
別紙-4	：	すずかけ第2・第4駐車場改修工事特記仕様書
別紙-5	：	応 募 参 加 願 書
別紙-6	：	質 問 書
参考図面-1	：	すずかけ第2駐車場平面図
参考図面-2	：	すずかけ第2駐車場標準断面図・区画ライン詳細
参考図面-3	：	すずかけ第4駐車場平面図
参考図面-4	：	すずかけ第4駐車場標準断面図・区画ライン詳細

## 1. 本提案要領書の位置付け

すずかけ第2・第4駐車場改修工事 提案要領書(以下、「提案要領書」という。)は、横浜市住宅供給公社が横浜市港南区野庭町に所有・管理している、野庭団地線下駐車場の改修工事を実施するにあたり、本工事及び施工業者選定にかかる条件・方法を提示するものです。

本工事の業者選定への参加者は、提案要領書の内容を踏まえ、必要な書類を作成し提出して下さい。

## 2. 工 事 目 的 ・ 概 要

野庭団地線下駐車場の一部である、すずかけ第2駐車場及びすずかけ第4駐車場は、供用開始から40年近く経過し、経年劣化や駐車スペースの狭さ等の問題を抱えていることから、新たな契約者の獲得と既存利用者への利便性の向上を図るため、施設の改修を実施します。そのため、本提案要領書に基づき、ご提案いただきました内容を審査した上で、施工業者を選定し、工事を実施します。

### 2.1 工 事 名 称

すずかけ第2・第4駐車場改修工事

### 2.2 工 事 発 注 者

横浜市住宅供給公社

### 2.3 工 事 期 間

平成28年6月～平成29年3月末まで

※設定した工事期間については、改修計画の調整、施工計画作成、駐車車両移動計画作成、駐車場契約者への案内、仮移動、新区画の抽選、本移動等を含んでいます。なお、駐車場契約者への車両移動案内、新区画の抽選、契約手続きは公社が行います。

### 2.4 工 事 内 容

- ・舗装改修工事
- ・区画番号及び区画線改修工事
- ・電気設備改修工事
- ・ガードパイプ他改修工事

### 2.5 案 内 図



## 2.6 工事対象となる施設概要

項目	すずかけ第2駐車場	すずかけ第4駐車場
駐 車 場 名 称	すずかけ第2駐車場	すずかけ第4駐車場
所 在 地	横浜市港南区 野庭町675-8 他	横浜市港南区 野庭町674-2 他
敷 地 面 積	3,575㎡	5,922㎡ (敷地内菜園680㎡を含む)
駐 車 場 面 積	3,008㎡	3,665㎡
駐 車 場 既 存 区 画 数	148区画	216区画 (時間貸し16区画含む)
契 約 区 画 数 (平成28年2月17日現在)	104区画	138区画
供 用 開 始	昭和53年	昭和48年
駐 車 場 等 の 状 況	◎敷地を一部賃貸し、 コンビニエンスストアに転 用している。 <b>【※コンビニエンスストア用 地部分は工事対象外 です】</b>	◎一部区画(15区画) が時間貸し駐車場と なっている。 ◎敷地の一部を菜園 に転用している。 <b>【※菜園部分は工事対 象外です】</b>

## 2.7 提案内容について

### 1) 提案内容

#### ア) 参考見積書

- ・すずかけ第2・第4駐車場改修工事設計書【参考見積書】(別紙-1)に  
基づき、参考見積金額を提示していただきます。  
本書と併せて配布する提案書(別紙-2)に参考見積金額(税抜)を  
記載して下さい。
- ・参考見積書作成に関して、横浜市住宅供給公社改修工事仕様書(別紙  
-3)及びすずかけ第2・第4駐車場改修工事特記仕様書(別紙-4)も  
参考として下さい。
- ・なお、実際の工事では、改修計画及び駐車車両移動計画の調整結果に  
に基づき、実施することとなりますが、全体工期の増減による請負金額の  
変更は行いません。

#### イ) 工事工程表の作成

- ・準備工及び舗装改修工事について工程表を作成して下さい。
- ・工程表の書式は任意とします。但し、工事着手予定日、工事完了予定日は  
明確に記載し、A3版用紙一枚にまとめて下さい。
- ・契約車両が駐車されている月極駐車場内の工事であることを考慮し、現場  
調査等のうえ、駐車車両の移動手続きに無理の生じない計画として下さい。
- ・工事中の駐車車両の移動先は、工事対象駐車場(すずかけ第2駐車場、  
すずかけ第4駐車場)内の空き区画で計画して下さい。
- ・工事は、それぞれの駐車場を第1工区、第2工区に分割し、1工区ずつ順次  
施工する計画として下さい。また、移動スペース(空き区画)が比較的多い、  
すずかけ第4駐車場(第1工区⇒第2工区)から施工を開始し、完了後、すず  
かけ第2駐車場(第1工区⇒第2工区)の施工に移る計画として下さい。
- ・前述の工区の分割は、施工性、安全性、車両移動等を考慮のうえ、任意で  
計画して下さい。
- ・6月は改修計画等の調整期間、施工計画、駐車車両移動計画等の作成期間  
として下さい。
- ・駐車車両の移動手続き(案内、仮移動、新区画の抽選、契約、本移動)は、  
前述の改修計画及び駐車車両移動計画に基づき、公社が行います。  
駐車場契約者への工事案内から、第1工区の車両の仮移動完了までの期間  
として、すずかけ第4駐車場の工事着手前、すずかけ第2駐車場の工事着  
手前に、それぞれ最低2ヶ月間を見込んで下さい。  
また、前述の2ヶ月間(工事の案内から第1工区の車両移動完了までの期間)  
は重複しないように計画して下さい。  
各工区の工事完了後の車両移動期間については、最低2週間を見込んで  
下さい。

- ・すずかけ第4駐車場の工事着手前の案内は、7月より行うものとして計画して下さい。

#### 【工程イメージ】

- ①6月 改修計画調整、施工計画作成、駐車車両移動計画作成等(1ヶ月)
- ②7月以降 すずかけ第4駐車場へ工事案内(着工の2ヶ月前)  
→すずかけ第4駐車場の車両移動等の手続き
- ③9月以降 すずかけ第4駐車場 第1工区 着工  
→第1工区 工事完了  
→工事完了後の区画へ車両移動(2週間)  
→第2工区 着工  
→第2工区 工事完了  
→工事完了後の区画へ車両移動(2週間)
- ④9月以降 すずかけ第2駐車場へ工事案内(着工の2ヶ月前)  
→以下③と同じ

#### ウ) 駐車区画のレイアウト図の作成

- ・現在、すずかけ第2及び第4駐車場の区画寸法は幅2.2m×奥行5.0mとなっていますが、区画幅を2.5mとした場合の駐車区画のレイアウト図を提案して下さい。  
区画幅が2.5mと大きくなる事で、区画数が減少する事となりますが、減少する区画数を最小限とするようなレイアウトとして下さい。
- ・参考図面-1~4及びすずかけ第2・第4駐車場改修工事特記仕様書(別紙-4)により、レイアウト図面を作成願います。  
なお、レイアウト図面はすずかけ第2駐車場及びすずかけ第4駐車場それぞれ、A3版用紙に、1/500程度のスケールで作成して下さい。

## 2.8 業務範囲

本工事を実施することが決まった施工業者が行う、業務に関する詳細は次の通りとします。なお、本業務に関連して、公社が行う駐車場契約等に関する事務手続き等に必要な、資料及び図面等の作成についても含むものとします。

#### ア) 改修計画の調整及び施工計画、駐車車両移動計画の作成

- ・提案した改修計画について、管理上必要な内容等を反映し、図面等の修正を行うこと。
- ・改修計画を調整のうえ、施工計画書を作成すると共に、効率良く改修工事を行うために、駐車車両の移動計画を併せて作成すること。

#### イ) 改修工事に伴う駐車場利用者等への対応

- ・舗装改修工事について、駐車場利用者(契約者)、関係局、近隣住民及び自治会等への工事説明・案内を行う際には、必要に応じ、同行して説明を行う。
- ・舗装改修工事着手前の仮区画への移動について、現地での案内表示設置、誘導等を行う。
- ・舗装改修工事完了後の区画への移動について、現場での案内表示、誘導等を行う。

#### ウ) 改修工事に伴う必要な手続き他

- ・道路切下げ部(駐車場出入口)改修工事等に関する自費工事(必要となった場合)の申請及び同工事。
- ・本改修工事にかかわる関係法令に基づく申請又は提出に関する書類作成及び申請又は届出。
- ・施工上必要な各種調査(主に電気、下水等)に関する協議。
- ・必要に応じ、施工図等の作成を行う。
- ・工事監理者に工事進捗状況を報告する。
- ・工事監理者が指示した書類を作成し、提出する。
- ・工事に関して定例会(月1~2回程度)を開催する。

### 3. 募集の概要

#### 3.1 応募資格

提案書類提出日において、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- 1) 平成27・28年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿に次に掲げる資格で登録されていること。
  - ア) 登録工種 : ほ装
  - イ) 格付等級 : ほ装「A」
  - ウ) 登録細目 : ほ装「一般舗装工事」
  - エ) 所在地区分 : 市内
- 2) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

#### 3.2 募集のスケジュール

項目	日時
提案要領書公表開始	平成28年3月29日(火)から
参加願書提出	平成28年4月8日(金)午後4時まで
質問書提出期限	平成28年4月11日(月)正午まで
質疑回答	平成28年4月15日(金)午後5時まで
提案書類提出日	平成28年4月28日(木)午前10時から正午まで
結果通知及び契約	平成28年5月下旬(予定)

#### 3.3 応募の手続き

##### 1) 提案要領書の公表

本提案要領書は、公社ホームページ(<http://www.yokohama-kousya.or.jp>)で平成28年3月29日(火)より閲覧できます。

##### 2) 参加願書の提出

本業務への参加希望者は、応募参加願書(別紙-5)に必要事項を記入いただき、受付期間内に受付窓口を持参して下さい。

###### ア) 受付日時

平成28年4月8日(金)までとします。

なお、窓口での受付は月～金とし、午前10時～正午及び午後1時～午後4時までとします。

###### イ) 受付窓口

横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイトビル7F

横浜市住宅供給公社 総務部 経営企画課 TEL 045(451)7720

#### 3.4 現場調査

参加願書を提出いただいた後、現場調査を行って下さい。

なお、現場調査に際して、駐車場利用者や駐車車両に十分配慮しながら、調査を実施して下さい。

また、調査により、図面と現地に差異があった場合、現地を優先として下さい。

#### 3.5 質疑方法・質疑

本提案要領書等に対し、質疑等がある場合は、別添資料等にある質問書(別紙-6)の書式により、下記の受付期間内に電子メール(KEIEI-KA@yokohama-kousya.or.jp)に添付して、送信して下さい。

###### ア) 受付期間

平成28年4月11日(月)正午までとします。

###### イ) 質疑に対する回答

回答については、平成28年4月15日(金)午後5時までに、公社ホームページ(<http://www.yokohama-kousya.or.jp>)に掲示し公表いたします。

なお、回答書に企業名等の記載は行いません。

### 3.6 提案書の提出

#### 1) 提案書の提出

応募者は、提案書を下記の日時に公社に持参して下さい。(郵送不可。)

##### ア) 受付期間

平成28年4月28日(木)午前10時から正午までとします。

##### イ) 提出場所

横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル7F

横浜市住宅供給公社 総務部経営企画課 TEL045(451)7720

#### 2) 資格審査書類の提出

応募者は、1)の提案書とあわせて、下記書類を提出して下さい。

ア) 横浜市の入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の6割、または、下請最高請負実績額が本件工事費の8割を満たすことを証明する書類。

#### 3) 提出資料について

応募者が提出する書類及び提出部数は、以下の表のとおりとします。

提出資料項目	提出部数
提案書(別紙-2)	1部
工事工程表(A3版用紙1枚)	3部
駐車区画のレイアウト図 (すずかけ第2駐車場 A3版用紙1枚)	3部
駐車区画のレイアウト図 (すずかけ第4駐車場 A3版用紙2枚以内)	3部
上記2) 資格審査書類	1部

※提案書(別紙-2)以外に企業名を記載しないこと。

### 3.7 その他

#### 1) 費用の負担

応募に関する必要な費用は、応募者の負担とします。

#### 2) 提案内容の変更の禁止

原則として、応募者が提出した提案書等の内容の変更は、提案選考中は認めません。

#### 3) 失格の条件

以下に掲げる条件の一つに該当する場合には失格となる事があります。

ア) 提案書の提出方法、提出先、提出日時に適合しないもの。

イ) 提案書の内容に虚偽の内容が記載されているもの。

ウ) 当該提案及び審査に関連して、提案参加募集があった日から、結果通知前までの間に、公社役職員と本事業における提案競技に影響を及ぼすおそれのある接触の事実が認められた場合。ただし、公社が必要と認めた応募者へのヒアリング等は除く。

エ) 提案書提出日において、参加希望者が横浜市の指名停止措置を受けている場合。

オ) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められた場合。

カ) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある場合。

#### 4) 著作権

応募者が提出した提案書等の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、本事業の範囲において公表・提示するとき、その他公社が必要と認めるときには、公社はこれを無償で使用できるものとします。

- 5) 提案書類の取扱い  
応募者が提出した提案書等は返却いたしません。
- 6) 資料等の取扱い  
会社の配布する資料等は、応募に係る検討以外の目的で公表・使用することを禁じます。
- 7) 異議申立の拒否  
選考結果に関する異議申立については、一切受付ませんので、予めご了承下さい。

#### 4. 提案の選考

##### 4.1 提案の審査

- 1) 基本的事項の審査  
提案いただいた書類の不備等や応募者の資格について審査を行います。

- 2) 提案内容の審査

提案内容について、効率的かつ経済的であり、駐車場利用者等への負担や影響が最小限となっているか審査を行います。  
なお、審査の途中において、提案内容に関するヒアリングをお願いする場合があります。

##### 4.2 審査体制

応募者から提出された提案書については、当会社の選考会にて、審査を行います。

##### 4.3 審査項目

以下の審査項目について評価します。

審査項目	配点
参考見積金額	80
工事工程	10
駐車区画のレイアウト	10
合計	100

##### 4.4 選考結果の通知

提案書を提出していただいた各企業に対して、平成28年5月下旬(予定)に文書にて結果を通知すると同時に、当会社のホームページに選定企業を掲載します。

#### 5. 契約の締結

##### 5.1 契約

採用者は契約締結時に下記書類を提出してください。なお、提出できない場合や内容に不備がある場合には、契約を締結することができませんので、ご注意ください。

- ア) 技術者選任通知書(書式は会社のホームページからダウンロードして下さい。)
- イ) 選任技術者経歴書(書式は会社のホームページからダウンロードして下さい。)
- ウ) ア)に記載した資格を証明する書類  
(建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等)
- エ) 配置する技術者の雇用期間が確認できる書類  
(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し)

※当該技術者は提案日において、①直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、  
②当該雇用期間が3ヶ月間経過しており③専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事していない者でなければならないこととします。